

岐阜都市計画地区計画の変更（岐阜市決定）

都市計画橋本町一丁目西地区地区計画を次のように変更する。

	名称	橋本町一丁目西地区地区計画
	位置	岐阜市橋本町一丁目の一部
	面積	約0.3ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、J R 岐阜駅北に隣接し、商業・業務・居住機能等の都市機能をもった J R 岐阜駅前地区のにぎわいある交流拠点を目指す。
	土地利用の方針	本地区は、隣接する駅西地区の高質な居住環境の保全を図りつつ、本市の玄関口にふさわしい文化交流機能、にぎわい機能、商業・業務機能又は公共公益施設機能等の誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	定めず
	建築物等の整備の方針	J R 岐阜駅前における生活文化機能や高質な都心居住環境の保全の観点から、風俗・遊戯施設、倉庫・工場施設等、建築物の用途制限を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 岐阜駅北口駅前広場の歩行者用デッキとの連結・活用により、来街者の回遊性向上に努める。 2 公共的な多目的ホール機能の保全及び活用推進に努める。 3 建築物等の色彩、形態及び意匠並びに屋外広告物の表示又は掲出については、ステーションフロントにふさわしい玄関口として周囲の景観との調和に努める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	定めず
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に供するもの 2 キャバレー 3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 倉庫業を営む倉庫 5 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 6 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの 7 葬儀業（主として死体埋葬準備及び葬儀執行を業務とする事業所をいう。）の用に供するもの
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>屋外広告物は、次のいずれにも該当するもの以外は、設置してはならない。ただし、岐阜市屋外広告物条例（平成7年岐阜市条例第55号。以下「屋外広告物条例」という。）第8条第1項各号に規定する広告物等及び駅周辺の景観と調和する広告物で市長が特に認めたものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋外広告物条例に違反しないもの 2 屋上広告物でないもの 3 広告物の形状、色彩、意匠等は、当該物件を設置する建築物及び周囲の景観と調和が取れ、複雑な形状又は派手な原色が主体でないもの 4 表示内容は、文字や絵を少なくする等の工夫がなされ、単純かつ品位のあるもの 5 同一方向へ2面以上掲出される場合にあつては、当該屋外広告物の形状、色彩、意匠等の調和が図られているもの 6 夜間に表示が必要なものにあつては、昼間の美観に配慮した照明をつけるとともに、駅前広場の景観に影響を与えないよう配慮されたもの

			<p>7 華美なネオン又は点滅灯が設けられていないもの</p> <p>8 野立広告物にあつては、自家広告物（屋外広告物条例第8条第2項第1号に規定する自家広告物をいう。以下同じ。）であり、かつ、高さが5.5m以下のもの</p> <p>9 壁面広告物にあつては、自家広告物であり、かつ、同一壁面に表示される広告物の表示面積の合計が、当該同一壁面の4分の1以下のもの</p> <p>10 突出広告物にあつては、自家広告物であるもの</p>
--	--	--	---

「区域は計画図表示のとおり」

変更理由

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「建築基準法」の改正により、両法における風俗営業として取り扱われる建築物等の用途が変更されたため、本地区計画にて制限を行っている風俗営業の対象について変更するものである。

岐阜都市計画地区計画の変更（岐阜市決定）理由書

1 地区の状況

本地区はJR岐阜駅に隣接し、岐阜市文化産業交流センター「じゅうろくプラザ」が立地している。岐阜市都市計画マスタープランでは都心商業、業務機能の集積、更新に併せた都心空間の創出を図る地区として位置づけられており、平成18年には、前身の岐阜郵便貯金地域文化活動支援施設「ぱるるプラザ岐阜」の売却に伴い、本市の玄関口にふさわしい土地利用や景観形成等を目的とした橋本町一丁目西地区地区計画（以下「本地区計画」という。）を定め、建築物等の用途や意匠等についての制限を行っている。

2 変更の必要性

平成28年6月、ダンスに対する国民の意識の変化等を踏まえ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」が改正され、これまで風俗営業として規制されてきた「客にダンスをさせる営業」（ナイトクラブの一部及びダンスホール）を風俗営業から除外する規制緩和が行われた。また、これに伴い「建築基準法」での建築制限についても同様の趣旨の改正が行われている。

本地区計画では、風俗営業を建築物等の用途の制限の対象の一部としており、両法の改正により風俗営業から除外となったナイトクラブの一部及びダンスホールについて、本地区計画においても風俗営業としての制限の対象から除外するため、変更を行うものである。